

市会DXの推進（議会における手続きのオンライン化）

1 提案内容（提案会派）

- 地方自治法の一部改正を踏まえ、議会における手続きのオンライン化を進める。（請願・陳情書の提出、意見書の国等への提出、政務活動費収支報告書の提出）（自民・立憲）

2 現行・前提条件

- 地方議会に係る手続きについて一括してオンライン化を可能とする等の改正地方自治法が、令和6年4月1日から施行される。

[地方自治法改正によりオンライン化が可能となる主な議会手続]

- ・ 請願書の提出<住民→議会>
- ・ 意見書の提出<議会→国会>
- ・ その他議会内での手続等（政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出<会派・議員→議長>、議案の提出<議員・委員会→議会>、会議録の写しの送付<議長→市長>）

- 全国市議会議長会において、標準市議会会議規則及び標準市議会委員会条例（以下「標準会議規則等」という。）の改正が検討されており、令和6年2月8日開催予定の全国市議会議長会第234回理事会で協議される予定である。

[標準会議規則等の主な改正内容]

- ・ 地方自治法改正に伴う議会手続のオンライン化を可能とする改正
- ・ 現在の社会情勢等に照らした改正、その他規定を整理する改正
 - ▶ オンラインによる方法での委員会（以下「オンライン委員会」という。）の開催事由の改正
 - ◇ 「新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延」を「重大な感染症のまん延」に改正
 - ◇ 「災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等」に改正
 - ▶ 議場内への帽子等の着用・携帯に関する議長の許可制を届出制に改正
 - ▶ 都道府県議長会・町村議長会との規定の統一
 - ▶ 標準会議規則等内の各条文との規定の統一
 - ▶ 常用漢字の変更に伴う文言整理等

3 理事会協議結果（令和6年2月8日運営理事会）

- 請願・陳情の提出方法に、オンラインによる方法を加えることを含め、現行の運用方法の見直しを行う。
- 意見書の提出、政務活動費収支報告書の提出及びその他議会内での手続等についても、オンラインによる方法を加える。
- 標準会議規則等の改正を踏まえ、横浜市会会議規則及び横浜市会委員会条例等（以下「横浜市会会議規則等」という。）の改正を行う。

[改正内容]

- ・ 議会手続のオンライン化を可能とする改正
 - ・ 現在の社会情勢等に照らした改正、その他規定を整理する改正
- ▶ オンライン委員会の開催事由の改正
 - ◇ 「新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延」を「重大な感染症のまん延」に改正
 - ◇ 「災害等の発生等」を「大規模な災害等の発生等」に改正
 - ▶ 議場内への帽子等の着用・携帯に関する議長の許可制を届出制に改正
 - ▶ 横浜市会会議規則内の各条文との規定の統一
 - ◇ 請願の委員会付託の規定を、議案の委員会付託の規定と同様に改正
 - ▶ その他規定・文言を整理する改正

- オンライン委員会の開催事由である「重大な感染症のまん延」の対象は、開催事由としていた新型コロナウイルス感染症が、令和4年の条例改正時点で感染症法における2類相当であったことを踏まえ、2類相当以上の感染症がまん延した際を対象とすることを原則とする。なお、重大と思われる新しい感染症がまん延した場合は、オンライン委員会の開催事由に当該感染症を加えるかを市会運営委員会において協議する。
- オンライン化に伴う手続等の詳細な内容に関する規程を別途制定する。そのほか関連する要綱等についても別途改正する。これらの規程・要綱等については、横浜市会会議規則等の改正後、議長決裁により定める。

※ 第1回市会定例会において局再編成の審議が予定されており、審議結果に関連して横浜市会委員会条例等を改正する見込であることから、当該改正内容と合わせて、第1回市会定例会最終日に横浜市会会議規則等を改正する。

4 請願・陳情の運用方法の見直し 別紙

請願・陳情の運用方法の見直し

1 地方自治法等の改正

地方自治法	地方議会に係る手続について一括してオンライン化が可能
地方自治法	オンライン化に伴う本人確認が必要
施行規則	→本人確認の方法：電子署名または議会等の指定する方法

2 本市会における署名・記名押印の取扱い

目的	①文書作成の真意確認(本人自らが内容を理解し同意しているか)
	②文書内容の真正性の担保(複製・偽造等がない正式に作成されたものか) ※③本人確認(申請者と書類の名義人が同一か)は厳密には求めている。
対象	請願(陳情)提出者・請願の紹介議員

3 オンライン化に向けた課題

○オンライン提出の際の①真意確認・②真正性の担保・③本人確認の方法として、国は電子署名の活用を求めている。

⇒本市の現行の運用では、③本人確認を厳密には求めていないため、電子署名を求める場合、現行よりも厳しい基準を設けることになる。

○電子署名は通常1人の個人が署名することを想定した制度である。

⇒複数人による請願(陳情)の提出や紹介議員の追加など、複数人の①真意確認・②真正性の担保・③本人確認の方法の検討が必要

4 その他現行の運用方法の課題

○請願書・陳情書(写し)等の資料(以下「資料」という。)を議員室に配付
⇒提出された請願(陳情)に関連して質疑・質問できるよう、提出締切後速やかに資料を配付する必要がある。

《提出締切日》

請願・陳情	議案上程日の5日前(休日に当たる場合は翌開庁日に繰下)
通告書	議案上程日の2開庁日前の正午

○資料に付託委員会・所管局等を記載

⇒請願・陳情の提出締切日は全局（または所管調整中の関係局）に対して待機依頼している。所管調整が難航する場合等は、待機及びその後の議会局職員による資料作成等の業務が深夜に及ぶこともある。

○議員室に配付している資料が紙媒体

⇒請願・陳情の提出締切日以降に追加署名（提出者または紹介議員の追加）や請願書（陳情書）の訂正等がある場合は、その都度議員室に配付している紙資料の差替作業を行っている。

5 理事会協議結果（令和6年2月8日運営理事会）

- …オンライン化（地方自治法改正）に伴う運用
- ◇…現行の運用方法の見直し

請願・陳情の提出方法	<ul style="list-style-type: none">●<u>試行実施として陳情のオンライン提出を追加する。</u> ※請願のオンライン提出は複数人の①真意確認等の方法の検討が必要なため、引き続き検討する。●<u>提出方法：横浜市電子申請・届出システム</u>（以下「システム」という）によるものとする。 ※システムは利用登録時に氏名・住所・メールアドレス等に加えパスワードを設定することから、①真意確認・②真正性の担保が可能
署名・記名押印の取扱	● <u>システム提出の場合は記名のみとする。</u> （署名・押印は求めない）
署名簿の提出方法	●システム提出する場合であっても、陳情における署名簿の <u>提出方法は持参・郵送</u> とする。
請願・陳情の提出締切	◇持参・システム： <u>議案上程日の3開庁日前の正午</u> とする。 ◇郵送： <u>議案上程日の4開庁日前</u> とする。
資料の取扱その他	◇資料は <u>横浜市会デジタルキャビネット上で配付</u> する。 （議員室への紙資料による配付を廃止する。） ◇ <u>所管調整中の請願・陳情は、資料に「所管未定」と記載</u> する。 ◇システム提出の陳情に対する結果通知は、 <u>システムにより通知を発送</u> する。